

診断書について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者について、事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎の有無を判断するため、以下のとおり審査基準を設けています。その中で、特に判断が難しい場合には、公認会計士又は中小企業診断士の診断書の提出を求めています。

経理的基礎の考え方については、環境省通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）」及び「行政処分の方針について（通知）」を参照してください。

自己資本比率 (直前期)	債務状況(直前期)	損益平均値 (直前3年間)	直前期の当期利益	追加書類
10%超	—	0円以上	—	不要
10%超	—	0円未満	—	経理的基礎を有することの説明書
10%以下	債務超過でない	0円以上	—	不要
10%以下	債務超過でない	0円未満	—	経理的基礎を有することの説明書
10%以下	債務超過	0円以上	—	経理的基礎を有することの説明書
10%以下	債務超過	0円未満	0円以上	経理的基礎を有することの説明書
10%以下	債務超過	0円未満	0円未満	診断書

※「経理的基礎を有することの説明書」又は「診断書」を提出する場合は、「長期財務計画」の提出も求めています。

1 診断項目

診断書に記載いただく項目は、基本的には公認会計士、中小企業診断士の判断ですが、以下を参考にしてください。

- ・財務状況の分析
- ・事業継続及び債務超過解消、経営安定に必要な項目
- ・その他債務超過であっても事業を安定して継続することができることを証明できる書類（例：金融機関発行の融資証明やリスケジュール（債務返済の繰延・再編成）証明等）

2 新規法人について

業績が3期に満たない法人にも、長期財務計画と共に診断書の提出を求めます。

3 留意事項

診断者が公認会計士の場合は、診断書に登録番号を記載し、中小企業診断士の場合は、中小企業診断士登録証の写しを添付してください。